

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 土地収用法に基づく事業の認定 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 道路の占用を制限する区域の指定 ○ 【公 告】 ○ 土地改良区役員の退任及び就任届 ○ 県営土地改良事業の換地処分 ○ 〃 ○ 令和三年二級建築士試験の実施 ○ 令和三年木造建築士試験の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 ○ 【企業局】 ○ 随意契約の相手方の決定 ○ 【選挙管理委員会】 ○ 公職選挙法等執行規程の一部改正 ○ 公職選挙法事務取扱規程の一部改正 ○ 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営	監理課 道路整備課 〃 〃 耕地課 〃 〃 建築指導課 〃 〃 〃 総務企画課 選挙管理委員会 〃	目次 〇 に関する規程の一部改正 政治活動のために使用する事務所に係る 立札及び看板の類の証票に関する規程の一 部改正 （以上県例規集登載）	担当課（室） 〃

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

◎岡山県告示第九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和三年三月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 起業者の名称

久米南町

二 事業の種類

久米南町庁舎等複合施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県久米郡久米南町下弓削字後河原及び字乗近地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

久米南町庁舎等複合施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」及び法第三条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である久米南町は、本件事業を久米南町地域防災計画、久米南町業務継続計画及び久米南町公共施設等総合管理計画に位置付けており、本件事業に要する経費についても財源措置を講じていることから、当該事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、老朽化が進行し耐震性能が著しく不足している久米南町役場庁舎（以下「役場庁舎」という。）と、バリアフリーに対応していない久米南町中央公民館（以下「公民館」という。）を、現在

地付近において、役場庁舎と集会所機能を複合した施設に建替えるものであり、目標耐震性能を満たし、バリアフリーに対応した施設とすることで、災害対策機能の強化、行政事務の効率化及び町民の安全・安心の確保と利便性の向上に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①利用者の利便性を確保できること、②将来の維持費や更新費用に高い費用対効果が見込めること、③地方債の活用など財政的負担を抑えられること、④事業に必要な面積が確保され、造成が容易であることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっており、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地には文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)における周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、老朽化が進行し耐震性能が著しく不足する役場庁舎及び公民館を、目標耐震性能を満たし、バリアフリーに対応した複合施設に建替えるものであり、地域住民からその早期完成を強く要望されていることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
久米南町総務企画課

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

◎岡山県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 一八二号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市上市字家ノ前道ノ下六九九番九地 先から	新	一一・四〇 三八・八	七八・〇
新見市上市字家ノ前道ノ下六九九番九地 先から	旧	九・八〇 三八・八	七八・〇

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

◎岡山県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	一八二号	新見市上市字家ノ前道ノ下六九九番九地先から 新見市上市字家ノ前七六九番地先まで	令和三年三月二日

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

◎岡山県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	一八二号	新見市上市字家ノ前道ノ下六九九番九地先から 新見市上市字家ノ前七六九番地先まで

二 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和三年三月二日

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

〔八五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和三年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称									
鏡野町小田土地改良区									
二 退任及び就任役員		退任役員		就任役員		住 所		理事の別	
		氏 名	氏 名					事 務	別
		正影 博一	正影 博一	苦田郡鏡野町小座六五四				理 事	
		池田 洋次	池田 洋次	〃 〃 一三四二―二				〃	
		本山 紘司	本山 紘司	〃 〃 一四三八―一				〃	
		居森 啓吉	居森 啓吉	〃 〃 上森原三二				〃	
		居森 照美	居森 照美	〃 〃 下森原一四四				〃	
		高田 新一	高田 新一	〃 〃 上森原四八〇				〃	
		松本 吉則	松本 吉則	〃 〃 馬場一四〇				〃	
		田淵 卓也	田淵 卓也	〃 〃 塚谷九七五				〃	
		本田 栄	本田 栄	〃 〃 馬場一五八				監 事	
		杉本 正徳	杉本 正徳	〃 〃 小座五二八				〃	

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

〔八六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

令和三年三月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 地区名

赤磐地区 由津里工区

二 換地処分年月日

令和三年二月十日

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

〔八七〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

令和三年三月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 地区名

矢掛地区 西三成工区

二 換地処分年月日

令和三年二月十五日

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

〔八八〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和三年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和三年三月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

令和三年七月四日（日曜日）午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和三年九月十二日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校（岡山市北区伊福町四丁目三番九二号）

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、令和元年又は令和二年の二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）において学科の試験に合格した者にあつては、申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一八、五〇〇円

四 受験申込手続

1 受験申込受付期間及び時間

令和三年四月一日（木曜日）午前十時から同月十五日（木曜日）午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネット

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

の利用が困難である等）には令和三年四月七日（水曜日）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

五 可否の通知

1 学科の試験

令和三年八月二十四日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

令和三年十二月二日（木曜日）頃に、本人に直接通知する。

六 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

令和三年六月九日（水曜日）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

〔八九〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和三年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和三年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

令和三年七月十一日（日曜日）午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和三年十月十日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校（岡山市北区伊福町四丁目三番九二号）

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、令和元年又は令和二年の木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）において学科の試験に合格した者にあつては、申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一八、五〇〇円

四 受験申込手続

1 受験申込受付期間及び時間

令和三年四月一日（木曜日）午前十時から同月十五日（木曜日）午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネットの利用が困難である等）には令和三年四月七日（水曜日）までに公益財団法人建築

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

技術教育普及センター本部に申し出ること。

五 可否の通知

1 学科の試験

令和三年九月七日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

令和三年十二月二日（木曜日）頃に、本人に直接通知する。

六 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

令和三年六月九日（水曜日）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

〔九〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字井領八五五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡五三三

新谷 涼花

三 許可番号

岡山県指令建指第三四九号

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

〔九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市尾谷字ゴミ入一四九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市尾谷七〇

平島 靖彦

三 許可番号

岡山県指令建指第三五八号

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

◎岡山県企業局公告第一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契
約の相手方を決定した。

令和三年三月二日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

一 特定役務の名称

西之浦受電設備改良ソフトウェア改修委託

二 契約期間

令和三年一月二十九日から令和五年三月二十四日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県企業局総務企画課

岡山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 契約の相手方を決定した日

令和三年一月二十九日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 中国支社

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

一三五、三〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一一、三〇〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県選管告示第十三号

公職選挙法等執行規程（平成八年岡山県選管告示第十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

第十三条中「当該公職の候補者又は候補者届出政党代表者の印を押した」を削る。

第十九条中「当該候補者届出政党の代表者の印を押した」を削る。

第五十三条第一項中「記載するとともに当該責任者の印を押し」を「記載し」に改める。

第六十条第四項中「記名押印をし」を「氏名を記載し」に改める。

第六十四条第四項中「記載するとともに当該責任者の印を押し」を「記載し」に改める。

様式第一号中「氏 名 印」を「氏 名 」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考

1 ※の欄は、異動届の場合のみ記入すること。

2 候補者本人又は推薦届出（代表）者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出（代表）者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式第二号中「代表者氏名 ④」を「代表者氏名 」に改め、同様式備考2中「欄は」を「欄は、」に改め、同様式備考に次のように加える。

3 候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限

りでない。

様式第三号中「候補者

⑩」や「候補者

」に添える。

様式第四号中「氏名

⑩」や「氏名

」に添える。

様式第五号中「氏名

⑩」や「氏名

」に添える。回様式備考を次のように添える。

備考

- 1 破損による再交付申請の場合は、当該破損した標札を添付すること。
- 2 候補者本人又は推薦届出（代表）者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出（代表）者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式第六号中「代表者氏名

⑩」や「代表

者氏名

」に添える。回様式備考を次のように添

える。

備考

- 1 破損による再交付申請の場合は、当該破損した標札を添付すること。
- 2 候補者届出政党の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式第七号中「氏名

⑩」や「氏名

」に添える。回様式備考を次のように添える。

備考

- 1 種類ごとに見本1枚を添付すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある

場合はこの限りでない。

第12条第1項第1号「代表者氏名

④」を

「代表者氏名

」に改める。

第12条第1項第2号「選挙候補者

印」や「選挙候補

者

」に改め、同条第1項第3号のものを改める。

備考 候補者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代

理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認

書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある

場合はこの限りでない。

第12条第1項第4号「代表者氏名

④」や「代

表者氏名

」に改め、同条第1項第5号のものを改める。

らに改める。

備考 候補者届出政党の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又

は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該

代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代

表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第12条第1項第5号「代表者氏名

④」や「代

表者氏名

」に改め、同条第1項第6号のものを改める。

備考 衆議院名簿届出政党等の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の

提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及

び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、衆議院名簿届

出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第12条第1項第6号のものを改める。

3 印は、刷込式とすることができる。

第12条第1項第7号「選挙候補者

④」や「選挙候補者

」に改め、同条第1項第8号のものを改める。

備考 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代

理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認

書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある

場合はこの限りでない。

様式第三十号中「選挙候補者 ㊦」や「選挙候補者

」に於て、同様に懸念をうけるものがある。

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式第三十八号中「選挙候補者 ㊦」や「選挙候補者

」に於て、同様に懸念をうけるものがある。

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式第四十号中「氏名 ㊦」や「氏名

」に於て、同様に懸念をうけるものがある。

備考 候補者本人、推薦届出（代表）者本人又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人、推薦届出（代表）者本人又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式第四十号中「氏名 ㊦」や「氏名

」に於て、同様に懸念をうけるものがある。

備考 候補者本人、推薦届出（代表）者本人又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人、推薦届出（代表）者本人又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式第四十六号及び様式第四十七号中「候補者 ㊦」や「候

補者」に於ける。

様式第四十八号中「氏名 ㊦」や「氏名

」に於て、同様に懸念をうけるものがある。

備考 職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式緑四十七の四 氏名 ㊦」や「氏名
「」と「」を「」に書き換へる。

備考 職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式緑四十一の四 検印責任者氏名 ㊦」や「検印
責任者氏名 「」と「」を「」に書き換へる。

様式緑四十六の四 代表者氏名 ㊦」や「代表者
氏名 「」と「」を「」に書き換へる。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式緑五十一の四 証紙受領責任者 ㊦」や「証
紙受領責任者 「」と「」を「」に書き換へる。

様式緑六十二の四 検印責任者 ㊦」や「代表者
様式緑六十一の四 検印責任者 ㊦」や「代表者
「」と「」を「」に書き換へる。

備考

- 1 この届出には、当該ビラを添付すること。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式第六十八号中「代表者

④」を「代表者

」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 この届出には、当該機関紙誌の見本1部を添付すること。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第十四号

公職選挙法事務取扱規程（昭和五十一年岡山県選管告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

第十六条第一項、第十七条第一項、第三十三条の五第一項及び第三十三条の六第一項中「による」を「に準じて作成した」に改める。

第四十条第一項中「により」を「に準じて作成した通知書により」に改める。

第四十八条第一項中「による」を「に準じて作成した」に改める。

第五十条第一項中「による」を「に準じて作成した」に改め、同条第二項中「様式第五十五号」の下に「に準じて作成した通知書」を加える。

第七十七条第一項中「様式第八十九号により」を「様式第八十九号に準じて」に改め、同条第二項中「様式第八十九号の二により」を「様式第八十九号の二に準じて」に改める。

様式第十四号及び様式第十七号中「氏 名」を「氏 名」に改める。

様式第十四号及び様式第十七号中「氏 名」に改める。

様式第四十号の三及び様式第四十号の六中「氏 名」を「氏 名」に改める。

「に改める。

様式第四十四号中「氏 名」を「氏 名」に改める。

「に改める。

様式第四十五号中「氏 名」を「氏 名」に改める。

様式第四十五号中「氏 名」に改める。

様式第四十五号の二及び様式第四十五号の三中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

様式第五十一号及び様式第五十四号中「氏 名」を「氏 名」に改める。

様式第五十一号及び様式第五十四号中「氏 名」を「氏 名」に改める。

様式第八十二号の二その四中「衆議院名簿登載者」を「衆議院名簿登載者」に改める。

様式第八十九号中「氏 名」を「氏 名」に改める。

様式第八十九号中「氏 名」を「氏 名」に改める。

「当選人氏名

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

上記代理人 に改める。

住所

氏名

様式第八十九号の二中「氏名

④」を

「当選人氏名

上記代理人

に改める。

住所

氏名

」

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第十五号

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成六年岡山県選管告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

様式第一号の一中「契約届」や「契約届出書」及び「候補者

⑩」や「候補者」に改め、同様式の一備考

に次のように加える。

- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第一号の二中「ビラ作成契約届」や「ビラ作成契約届出書」及び「候補

者 ⑩」や「候補者」に改め、同様式

次のように加える。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第一号の三中「ポスター作成契約届」や「ポスター作成契約届出書」及び「候

補 者 ⑩」や「候補者」

に改め、同様式

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置

がある場合はこの限りではありません。

様式第三号の二中「候補者 ㊦」や「候補者 ㊦」に於て、同様式の一欄を次のように加える。

5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第三号の二中「候補者 ㊦」や「候補者 ㊦」に於て、同様式の一欄を次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第三号の三中「候補者 ㊦」や「候補者 ㊦」に於て、同様式の一欄を次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第四号の二中「候補者 ㊦」や「候補者 ㊦」に於て、同様式の一欄を次のように加える。

「候補者 出書」に於て、同様式の一欄に「候補者 ㊦」や「候補者 ㊦」に於て、同様式の一欄を次のように加える。

様式第五号中「候補者 ㊦」や「候補者 ㊦」に於て、同様式の一欄を次のように加える。

様式第六号中「候補者 ㊦」や「候補者 ㊦」に於て、同様式の一欄を次のように加える。

様式第七号その一備考3及び別紙三中「契約届」や「契約届出書」に於て、

令和3年3月2日 岡山県公報 第12273号

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第十六号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和五十六年岡山県選管告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

様式第三号中「候補者等の氏名

⑩」を「候補

者等の氏名

」に改め、同様式備考を次のよう

に改める。

備考

- ※印欄には記入しないこと。
- 候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式第四号中「代 表 者 の 氏 名

⑩」を「代

表 者 の 氏 名

」に「候補者等の氏名

⑩」や「候補者等の氏名

」

に改め、同様式備考を次のように改める。

備考

- ※印欄には記入しないこと。
- 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式第五号の「中「候補者等の氏名

⑩」や「候補

者等の氏名

」に改め、同様式備考を次のよう

に改める。

備考 候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確

認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第4条第4号の1中「代表者の氏名 ④」や「代表

者の氏名 」と、「候補者等の氏名

④」や「候補者等の氏名 」とある。但し、

第4条第4号の1中「代表者の氏名

備考 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第4条第4号の1中「候補者等の氏名 ④」や「候補

者等の氏名 」とある。但し、

第4条第4号の1中「代表者の氏名

備考 候補者等本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第4条第4号の1中「代表者の氏名 ④」や

「代表者の氏名 」と、「候補者等の氏名

④」や「候補者等の氏名 」とある。但し、

第4条第4号の1中「代表者の氏名

備考 後援団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第4条第4号の1中「候補者等の氏名 ④」や「候補

者等の氏名 」とある。但し、

第4条第4号の1中「代表者の氏名

備考 候補者等本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確

認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

様式第1号の(1)中「代表者の氏名」を「^④」と改める。

「代表者の氏名」を「^④」及び「候補者等の氏名」に改める。

「^④」及び「候補者等の氏名」を「^④」に改める。

様式第1号の(1)中「代表者の氏名」を「^④」と改める。

備考 後援団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。